

中学生死亡事件に係る教育委員会事務局検証委員会 中間取りまとめ

平成27年3月31日  
川崎市教育委員会

I 3～8及びIIについては、プライバシーに配慮し、非公開または一部抜粋、要約した内容になっています。

## 目 次

はじめに		検証のポイント2	6
中間取りまとめまでの検証経過		生徒が登校できない状況になった時、それぞれの状況に応じた適切な働きかけやかかわりをもつための体制について	
検証の方法		(1) 本事案における校内の対応及び体制	
<b>I 事実関係の把握</b>	<b>3</b>	(2) 教職員アンケートから浮かび上がる課題	
1 事件の概要	3	(3) 生徒理解に基づいた生徒指導体制について	
2 本事案に対する基本的な考え方	3	検証のポイント3	9
3 中学校入学当初までの学校でのAさんの様子		Aさんの危機的状況を把握し、対応するチャンスについて	
(1) 小学校時代		(1) 生徒への聞き取り調査等から得られた情報	
(2) 中学校入学当初		(2) 家庭との連携から	
4 Aさんの行動の変化と学校の対応、関係機関の関わり		(3) 学校外での交友関係から	
*ここでは○生活や行動○学校の対応○関係機関の関わり		検証のポイント4	10
3つの視点からまとめた		教育委員会の協力や支援について	
(1) 入学から夏季休業まで		検証と考察のまとめ	10
(2) 夏季休業から冬季休業まで		(1) 適切な対応ができていた面	
(3) 冬季休業明けから事件まで		(2) 課題としてとらえ、今後改善すべき面	
5 当該校の生徒の様子	3	(3) その他	
6 当該校周辺での環境の変化について	4	<b>III 再発防止に関して</b>	11
7 Aさんの交友関係		1 教育委員会としての取組	11
8 Aさんに関する他校や教育委員会との情報の共有について		2 学校に求める取組	12
(1) 他校との連携		(1) 各学校の指導体制の点検・強化と教育活動の改善・充実	
(2) 教育委員会との連携		(2) 校内職員研修の充実	
<b>II 検証と考察</b>	<b>4</b>	3 関係局区との連携推進	13
検証のポイント1	4	4 警察との情報連携の推進	13
Aさんの行動の変化に対して、組織として共通認識をもって適切に対応していく体制について		5 まとめ	13
(1) 本事案における校内の対応及び協力体制		資料	
(2) 教職員アンケートから浮かび上がる課題		「中学生死亡事件に係る教育委員会事務局 検証委員会設置要綱」	

## はじめに

この報告書は、川崎市立中学校1年生Aさんの死亡事件について、「中学生死亡事件に係る教育委員会事務局検証委員会」（設置要綱は巻末に掲載）が、その背景にある事実を探り、再発防止に向けて何が必要なのかを、当該学校を中心に据えての検証作業を進めた結果として、中間取りまとめとして示すものです。

ただし、本事案には、Aさん本人はもとより、ご家族、友人等の保護すべき個人のプライバシーが数多く存在するため、プライバシーに関わる内容については公表することができません。また、本事案によりAさんご家族はもちろん、当該校生徒・教職員はじめ関係者は大変大きなダメージを受けており、関係者のケアを第一に配慮しながらの検証であること、また事件そのものに至る事実関係の解明については警察において明らかになることであり、現時点での検証状況に不十分な点が生じることについては一定の理解を求めたいと思います。

## 中間取りまとめまでの検証経過

- ・2月20日以降、3月2日まで、川崎区教育担当が事実関係の把握に当たるとともに、生徒・教員・遺族のケアを中心とした支援に当たった。
- ・3月3日より、川崎区教育担当課長・指導主事等5名体制の作業チームが、情報収集を開始した。
  
- ・教育委員会臨時会議 平成27年2月23日(月)  
事件の概要報告について
  
- ・教育委員会臨時会議 平成27年2月27日(金)  
事件の概要報告について  
今後の教育委員会の対応について
  
- ・第1回庁内対策会議・第1回検証委員会合同会議 平成27年3月3日(火)  
これまでの経過等について  
検証委員会の当面の取組について
  
- ・第2回検証委員会 平成27年3月6日(金)  
調査の状況等について  
検証委員会スケジュール及び今後の進め方について
  
- ・教育委員への経過報告 平成27年3月10日(火)  
これまでの取り組みについて  
調査の状況等について  
今後のスケジュールについて
  
- ・第3回検証委員会 平成27年3月12日(木)  
聴き取り調査の状況等について  
今後のスケジュールについて  
検証委員会報告について
  
- ・教育委員会臨時会 平成27年3月13日(金)  
これまでの経過報告について

- ・第4回検証委員会 平成27年3月18日(水)  
聴き取り調査の状況等について  
第2回庁内対策会議について
- ・教育委員への経過報告 平成27年3月18日(水)  
聴き取り調査の状況等について
- ・第5回検証委員会 平成27年3月24日(火)  
中間報取りまとめについて
- ・教育委員会定例会 平成27年3月24日(火)  
中間取りまとめについて
- ・教育委員会臨時会 平成27年3月27日(金)  
中間取りまとめについて
- ・第6回検証委員会 平成27年3月30日(月)  
中間取りまとめについて
- ・教育委員会臨時会 平成27年3月31日(火)  
中間取りまとめについて
- ・第3回庁内対策会議・第7回検証委員会合同会議 平成27年3月31日(火)  
これまでの経過等について  
緊急対策について  
検証委員会中間取りまとめ報告について

## 検証の方法

次のような資料により情報を収集し、作業チーム・検証委員会にて分析・考察を行う中で検証を進め、合わせて再発防止策の検討を行った。

- ・学校運営計画、学校評価資料、生徒指導部作成資料
- ・当該校全教職員に対するアンケート(37名)
- ・当該校全教職員からの聞き取り調査(37名)
- ・全生徒のケアに努める中でひろった声
- ・市教委指導主事による抽出生徒への聞き取り(各クラス2名、計32名。学校の教育活動全般の状況の聞き取り)
- ・保護者代表からの聞き取り(PTA役員12名)
- ・地域の方からの聞き取り(学校教育推進会議委員。地域教育会議関係者、元PTA会長、主任児童委員、幼稚園長ら8名)
- ・庁内対策会議作業部会での情報収集
- ・中学校区小学校への聞き取り(2校)

## I 事実関係の把握

### 1 事件の概要

平成 27 年 2 月 20 日午前 6 時 15 分ごろ、川崎区港町の多摩川河川敷で、若い男性が草むらに倒れているのを通りがかった女性が発見し、付近の男性を通じて 110 番通報した。着衣や所持品はなく、すでに死亡していた。

2 月 21 日警察が身元を断定。被害者は川崎市立中学校 1 年 A さん（13 歳）と判明した。

その後、2 月 27 日、容疑者として川崎市内在住の少年 3 人が逮捕され、3 月 19 日 3 人は家庭裁判所に送致された。

### 2 本事案に対する基本的な考え方

本事案は、社会的にも大変大きな衝撃を与えた事件であったため、多方面から数々の報道がなされた。また、インターネット上においても、様々な憶測や無責任な書き込み等があふれ、事案の本質が見えにくくなってしまっている状況が存在する。

子どもたちの安全・安心という明確な課題は当然のことであり、また合わせて不登校生徒への対応や生徒理解、生徒指導の在り方等を問い直す必要があるのは言うまでもない。しかし、検証を進める中でより明らかになってきたのは、家庭との連携のあり方であり、また学校外での生徒たちのつながりの見えにくさであり、そのようなグループによる非行行為への対応のあり方である。そして、それは不登校の中に一定数存在する「遊び・非行型」不登校（文部科学省の分類による）の生徒への関わり方等の課題とも密接につながっている。

そのような課題に対しては、今までも各学校は関係機関との連携を強める中で、相応の対応はしてきたが、携帯電話・スマートフォンの普及や SNS の発達等によって学校外でのつながりが広範囲にわたり、また大変見えにくくなっている状況であるため、実効的な成果が上がっていない面がある。

学校・教育委員会として今後なすべき対応は何か、関係機関との連携をどう強化していくのか、また社会全体としてこのような課題にどう取り組んでいくのかということが、本事案の検証と再発防止の基本的な視点になる。

このような視点の下、この後の章において、検証作業を進めてきた結果から現在の段階で明らかになったこと、課題として見えてきたこと、その課題の上に立っての再発防止策を提示していく。なお、プライバシーに関わる内容については非公開とする。

### 3 中学校入学当初までの学校での A さんの様子

プライバシーに配慮し非公開

### 4 A さんの行動の変化と学校の対応、関係機関の関わり

プライバシーに配慮し非公開

### 5 当該校の生徒の様子

- ・生徒達は落ち着きのある雰囲気の中、規律正しい学校生活を送り、特別活動を大切にされた教育活動が展開されている。全校的に取り組んでいる合唱を含め、各行事に学校全体で取り組む雰囲気があり、そのような校風に多くの生徒が自信をもって活動している。
- ・生徒はプログラム委員会の活動等で自主性が大切にされていることを感じながら活動しており、それを支える教職員に信頼を寄せている。
- ・生徒からの聞き取りによると、友人間のトラブルは少なく、たとえトラブルが起こってもそれを自分たちで解決する術や糸口を見出せると考えている生徒が多い。また、教職員に対して親しみやすいという印象、信頼感を抱いている生徒が多い。

## 6 当該校周辺での環境の変化について

- ・当該校周辺は、かつて生活環境の変化が少ない地域であったが、近年、新しく大型マンションが多数建設され、それに伴い大型商業施設や遊戯施設が学校近辺にオープンしている。そこは、当該校生徒の遊び場所となるとともに、学区外からも多数の中高生や有職・無職の少年、成人が集まって、新たな交友の場となり、子どもたちの学校外でのつながりができたり、時にはトラブルのきっかけの場ともなっている状況である。また、他地区から転居してきて小中学校に転入する生徒も多数いて、当該校保護者や地域の方々への聞き取りでは、保護者同士のつながりが希薄になってきている状況や、見知らぬ子どもたちが増えてきている中で声を掛けづらくなっている状況などが指摘された。

## 7 Aさんの交友関係

プライバシーに配慮し非公開

## 8 Aさんに関する他校や教育委員会との情報共有について

プライバシーに配慮し非公開

## II 検証と考察

検証委員会では本事案の背景を「市内のどこの学校でも起こりうること」としてとらえ、今回の事案からどのような教訓が得られるかを検討するために、次の5つの視点を中心に検証を進めた。

### ○検証委員会における主な検証の視点

#### ①児童生徒理解の検証

(長欠児童生徒の状況の把握・緊急避難を要する児童生徒への対応の検証を含む)

#### ②保護者・家庭・地域との連携の検証

#### ③校内体制の検証

#### ④学校・教育委員会・関係機関(関係局)相互の連携の検証

#### ⑤生命尊重、人権尊重教育の検証

中間取りまとめ作成に当たっては、以下の4点に重点を置いて検証を進めた。

### 中間取りまとめ作成に向けた検証のポイント

1. Aさんの行動の変化に対して、組織として共通認識をもって適切に対応していく体制について
2. 生徒が登校できない状況になった時、それぞれの状況に応じた適切な働きかけやかかわりをもつための体制について
3. Aさんの危機的状況を把握し、対応するチャンスについて
4. 教育委員会の協力や支援について

## 1. Aさんの行動の変化に対して、組織として共通認識をもって適切に対応していく体制について

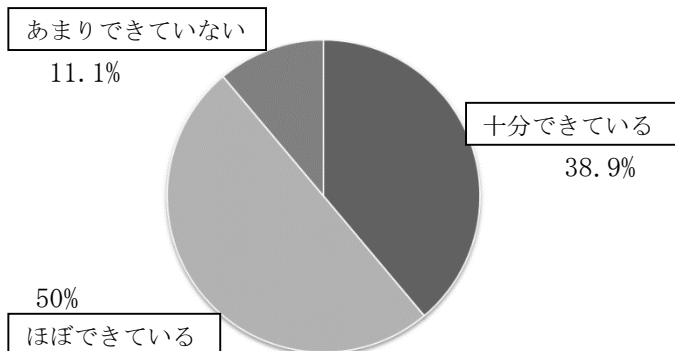
### (1)本事案における校内の対応及び協力体制

プライバシーに配慮し非公開

(2)教職員アンケートから浮かび上がる課題

- ・本事案から教訓を得るという視点から、事案発生後に全教職員を対象に実施したアンケートをもとに校内の生徒指導体制について考察する。

・アンケート①「生徒指導に共通認識をもって当たれる体制ができているか。」



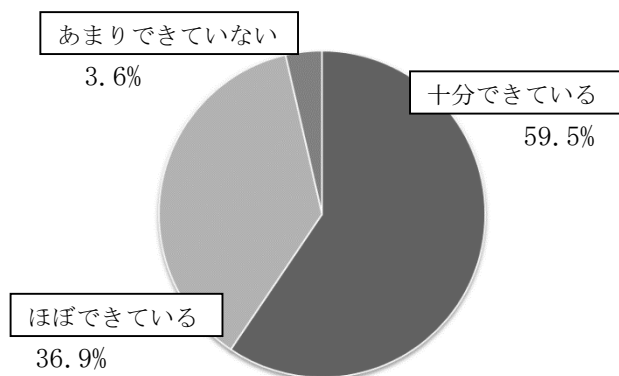
「十分できている」「ほぼできている」を合わせた肯定的な見方をしている教職員が88.9%、「あまりできていない」と回答した教職員が11.1%となっている。

・アンケート②

「次のような観点での共通認識をもてるような体制をとっていると感じているか。」

② - 1

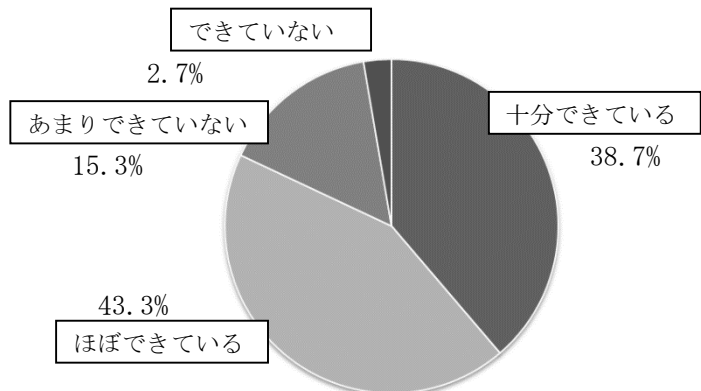
「登下校のきまり、登下校指導、始業前・休み時間の教員の動きに関すること」



「十分できている」「ほぼできている」を合わせた肯定的な見方をしている教職員が96.4%、「あまりできていない」と回答した教職員が3.6%となっている。

② - 2

「一人一人への生徒理解、生徒の問題行動、生徒の不登校に関すること」



「十分できている」「ほぼできている」を合わせた肯定的な見方をしている教職員が82%、「あまりできていない」「できていない」と回答した教職員が18%となっている。

- ・アンケート①の結果から、当該校のほとんどの教員は生徒指導において共通認識をもっていると考えていることがわかる。また、アンケート②-1の結果からもわかるように、規律ある学校生活を送るための指導が各教員の共通理解のもとで全校的な取組としてしっかりと行われていることがうかがえる。当該校の生徒が落ち着いたのある雰囲気の中で学校生活を送ることができているのは、教職員による日ごろの学校づくり、雰囲気作りが根底にあり、生徒たちも、自分たちの学校の雰囲気に誇りをもっており、各教科等の学習だけでなく、年間を通じた様々な行事に生き生き取り組んでいる。
- ・しかし、アンケート②-1と②-2の結果を比較すると、「学校のきまり、登下校指導、始業時や休み時間等での教員の動き」等の、判断の基準が明確で教員がどのように対応すればよいのかが示されていることに対する対応については自信をもっているが、「生徒理解、問題行動に対する行動、不登校生徒に対する対応」等の個々の状況に合わせて判断し対応しなければならないことについてはどうすればよいのかとまどい、不安を抱えている教職員がいることがうかがえる。家庭と連携を図りながら、状況に応じた柔軟な対応が求められる問題や、生徒理解に基づいた一歩踏み込んだ対応が求められる問題について、十分な共通理解を図って対応できるような体制づくりに課題があることが浮き彫りになっている。

## 2. 生徒が登校できない状況になった時、それぞれの状況に応じた適切な働きかけやかかわりをもつための体制について

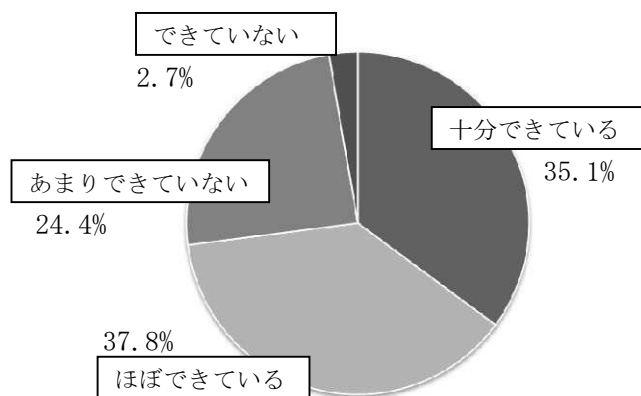
### (1) 本事案における校内の対応及び体制

プライバシーに配慮し非公開

### (2) 職員アンケートから浮かび上がる課題

#### ・アンケート③

#### 「不登校生徒に対する対応の共通認識がもてる体制があるか」



「十分にできている」「ほぼできている」を合わせた肯定的な見方をしている教職員が72.9%、「あまりできていない」「できていない」と回答した教職員が27.1%となっている。

- ・当該校は今年度の学校経営の重点項目の一つに「不登校対策」を掲げている。登校できない生徒への対応として、年度当初に生徒指導部から示されている不登校生徒への対応の内容については教職員全体に共有され、各クラスの担任を中心に取り組まれている。各担任は、保護者に定期的に連絡を取り、配布物を届けたり、学年主任と一緒に家庭訪問に行ったりしている。また、保護者との対話を通して不登校の生徒の理解に努め、現状の改善に向けて家庭と連携を図っている。さらに校内では、機会を捉えて親しい生徒に不登校生徒の状況を聞くなどして情報を収集している。しかしながら、その取組には学年や担任によつての差異が認められ、効果的な対応を協議したり具体的な方策を検討したりするなどの取り組みは弱く、主任会等では情報交換と情報共有が中心になっており、



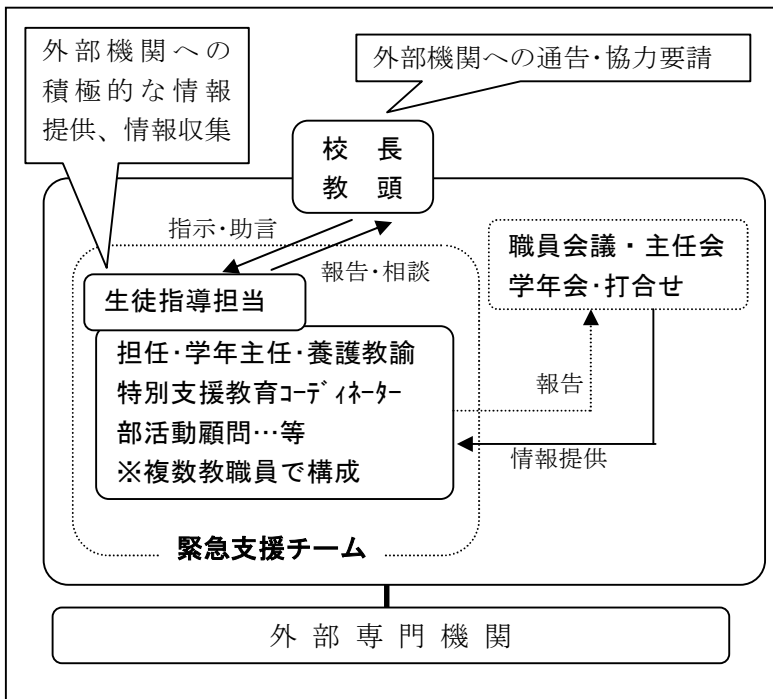
不登校対策としては十分に行われていなかった。

- ・アンケート調査の結果を分析すると、「(不登校生徒への支援について)チームとして取り組めていないところがある。」や「登校再開に向けた意欲の低い生徒・保護者の家庭に対しては所在確認だけで終わってしまっている。」といった声も上がっており、実際の取組としては、担任が対応に苦慮しているところも感じられる。共有された確認事項の通りに対応はしていても、なかなか成果が上がらないと悩む職員も多い。

### (3) 生徒理解に基づいた生徒指導体制について

#### <生徒理解のための緊急支援チーム>

- ・登校できない生徒が抱える背景は様々であり、一人一人の生徒をどのように理解し、指導に当たるかという生徒理解の視点が欠かせない。本事案のように生徒の交友範囲が広がり、校外で活発に行動しているような場合には、学校は収集し得る断片的な情報を多面的・多角的に検討し、つなぎ合わせることでその生徒の行動の背景を解釈していくことが求められる。このような作業は担任が一人で行うのではなく、当該生徒とかかわりのある複数の教職員が“協働”で行う必要がある。

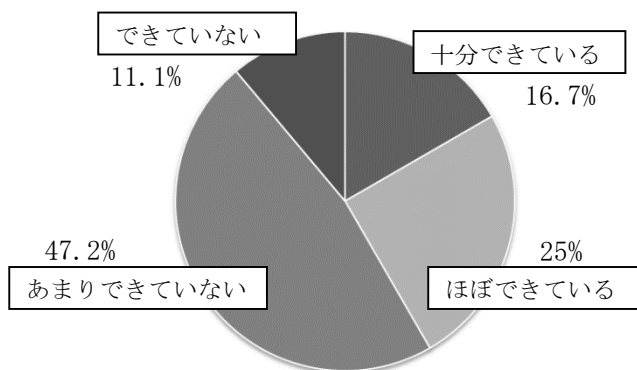


<緊急支援チームのモデル>

- ・収集した情報から緊急度が高いと認められる事案については、校長のリーダーシップのもとで緊急支援チームを編成し、積極的に外部の関係機関と連携を図りながら対応していくことが求められる。
- ・緊急支援チームを構成する教職員はそれぞれが持っている情報を出し合い、的確な状況把握に努め、当該生徒の状況を多角的・多角的に検討し、解釈していく。その際には、行動の結果だけに目を向けるのではなく、その行動の原因や背景を丁寧に読み解くことが求められる。また、対応の経緯を記録したり、資料を整理したりしておくことも大切になる。

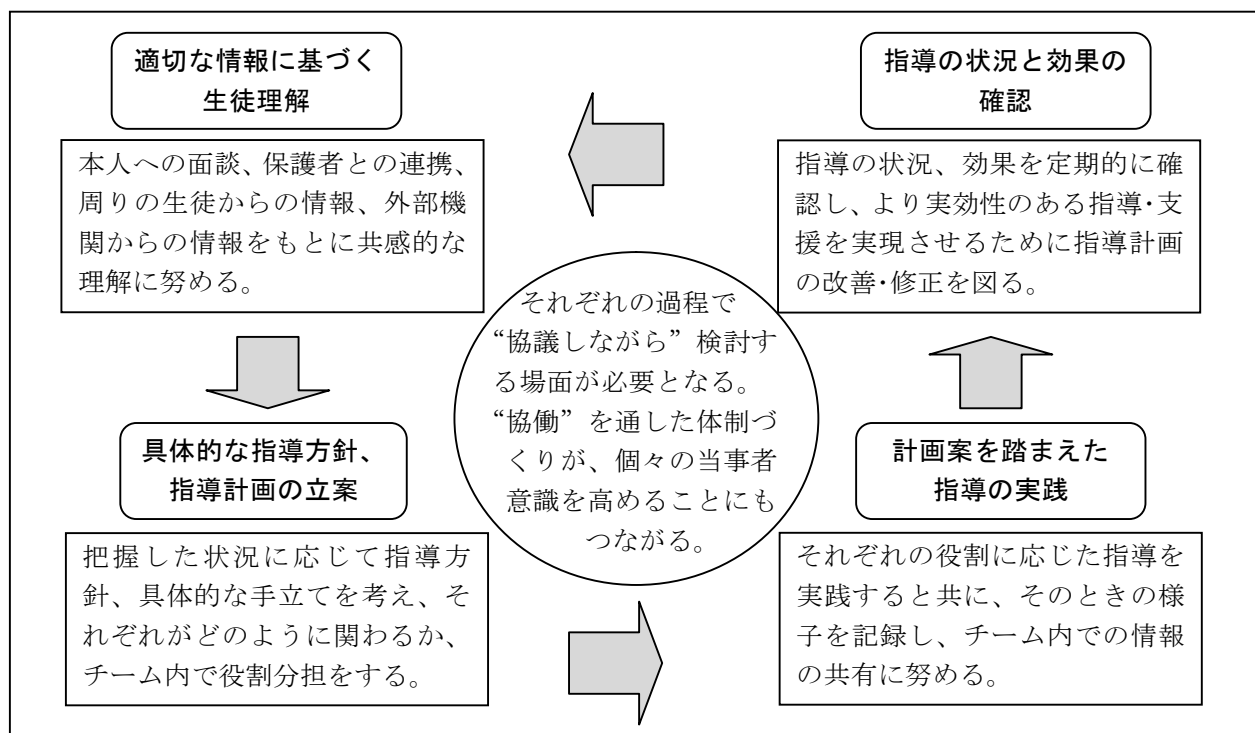
<生徒指導体制の工夫・改善>

- ・アンケート④「個人の意見や考え方が取り上げられ、組織全体の見直しや指導体制の改善に生かしていけるようなシステムや雰囲気があるか。」



・「あまりできていない」「できていない」という否定的な回答が、「できている」「ほぼできている」という肯定的な回答を上回っている。

- ・生徒指導に対しては、「共通認識をもって指導することができる。」「指導すべき内容も明確になっている」と自信をもって回答していた当該校の教職員が、学校の体制に目を向けたときに、「個人の意見が尊重され、指導体制の見直し、改善に生かされているか」という点については 58.5%が否定的に捉えている。また、この傾向は教職員への聞き取り調査においても見られた。本校在籍年数の差や教員経験の差によって、組織全体の見直しや指導体制の改善、ひいては学校体制作りについての考え方に差異が認められた。これまでの慣例にしばられて、新しい意見や考え方が学校運営体制全般に反映されにくい状況があったことが浮かび上がってくる。
- ・現段階において、このような状況が本事業発生の要因として大きく影響したとは断言できないが、「個人の意見を尊重し、組織全体の見直しや指導体制の工夫・改善に生かす」という課題は多くの市立学校で起こり得る課題であると考えることができる。柔軟で組織的な指導を実現させるための体制づくりを進めていく必要がある。



<柔軟で組織的な指導を実現させるためのサイクルの例>

- ・「状況の把握」→「計画の立案」→「指導の実践」→「状況と効果の確認」→「より深い生徒理解」といった一連のサイクルを意識することで、組織の見直しや指導体制の改善を効率よく行うことができる。また、それぞれの場面において“協議すること”を意識することで、担任が課題を一人で抱え込んでしまうことを防ぎ、当該生徒に関わる教員の当事者意識を高め、各々が課題の解決に組織的に参画しながら校内の指導体制づくりに取り組んでいるという自覚を促すことにもつながる。
- ・本事案への対応を検証という視点で改めて振り返ると、継続して報告されるAさんに関する情報は「把握した事実の報告」にとどまっており、その事案の解決に向けてどのような方針で臨み、どのような対策をとろうとしているのかといった「指導の方針や過程及び取組状況」についての考えまでは、教職員間で十分に共有されていなかった様子がうかがえる。本当の意味での「情報の共有」を目指すのであれば、注意喚起や報告にとどまらずに、短時間であってもお互いの考えを出し合い、協議する時間を確保することが重要になってくる。

### 3. Aさんの危機的状況を把握し、対応するチャンスについて

- ・学校はAさんが校外において上級生や他校生と行動していることを、近隣校との情報交換等から把握していたが、1月以降のAさんの異変についての情報をつかむことはできなかった。

#### (1) 生徒への聞き取り調査等から得られた情報（一部抜粋）

##### <聞き取り調査等から見えてくる生徒の実態>

###### 困った事や悩み事の相談相手について

- ◇自分たちで解決しようと考え、まず友達に相談する。それでもだめなら親や先生に相談する。
- ◇何も考えずに先生に相談すると、逆にややこしくなってしまうかなと思うことがある。
- ◇学校や勉強のことは先生に相談する。それ以外のことは友達、親の順で相談する。
- ◇友達の方が信頼できる。先生はいつも忙しくて大変そう。立場がちがうので照れてしまう。

- ・個人的な悩み事や友人に関する相談の多くは、友人間で行うことが多い。自分たちで解決が困難な場合は親や先生に相談すると考える生徒は多いが、大人に相談することで、かえって問題が大きくなったり、こじれたりすることを心配する傾向がある。
- ・生徒たちには自立心も芽生えており、できるだけ自分たちで解決しようとする傾向が見られるとともに、大人には知られたくないという意識もあり、相談相手として友達を選ぶことが多くなる。

###### LINE やメールの使用について

- ◇LINE は便利。LINE のない生活は考えられない。連絡や相談に使う。
- ◇LINE でのトラブルはあまりない。使い方を間違えなければ大丈夫。
- ◇LINE やメールの内容は親には見せない、見られたくない。家族と話をするけど見せたくない。
- ◇つい夢中になって時間を忘れてしまうこともある。でも、本音を出せるところでもある。

- ・スマートフォンや LINE は生徒たちの日常に深く入り込んでおり、友人とのコミュニケーションツールとして欠かせないと考えている生徒が多く、生徒たちの間に深く浸透していることがわかる。
- ・LINE やメールの通信内容は親には見せない、見られたくないと考える傾向が強く、LINE 等の SNS で交流を深める子どもたちには「大人からは見えない世界、大人には見せない世界」が広がってしまっていることが分かる。
- ・青年期特有の連帯感・価値観、また、次は自分がターゲットになるかもしれないという恐怖感などから、「チクる」「言いつける」という行為は、マイナスの行動という意識があり、大人に相談しにくい心理が強く働くことがうかがえる。

## (2) 家庭との連携から

プライバシーに配慮し非公開

## (3) 学校外の交友関係から

プライバシーに配慮し非公開

## 4. 教育委員会の協力や支援について

- ・平常の学校と教育委員会との連携は、川崎区教育担当による計画的な学校訪問（年間5回程度）と、緊急の事故や事件、また学校だけでは解決が困難な特別な事案が発生した場合の緊急的な学校訪問、加えて日常的な電話相談等によって行われている。
- ・今回の事件が起こるまで、Aさんに特定した相談・支援要請等の対応の機会はなかった。2年目教員の巡回訪問時（12月）に、Aさんの担任と面談を行っているが、その際に、学級内の生徒の指導について、学年の教員と協力しながら対応しているという話題が担任から出された。指導主事からは、生徒との信頼関係づくりを大切に対応することや、生徒自身が少しずつ自らの成長を確かめられるような手立てをとるようにと助言していた。
- ・SSW(スクール・ソーシャル・ワーカー)の活用や、外部機関との連携を視野に入れた児童生徒や家庭への関わりの必要性については、今までも教育委員会は合同校長会議や地区校長会議において周知を図ってきてはいたが、学校がそのような対応に踏み切るかどうか躊躇しているような場合には、区教育担当への相談を促すなどのアドバイスが不十分であった面もある。また、教育委員会も含めそのような外部機関との連携を図るかどうかは、校長の判断によるものではあるが、生徒指導担当者や学年主任等にも外部機関との連携を視野に入れた対応の必要性について、具体的な活用例を示すなど改めて周知し徹底していくことの重要性を、教育委員会としても課題として認識している。
- ・また、児童生徒の欠席状況についても、月単位で情報を収集するなど、各学校の長期欠席者の状況を把握し、状況改善のための支援を積極的に行うべきであった。
- ・さらに、区教育担当が、より積極的に学校状況を把握し、状況に応じてSSWの積極活用をすすめて外部機関との連携に導くなど、区の実態に応じた適切な指導・助言が必要であった。

## 5. 検証と考察のまとめ

### (1) 適切な対応ができていた面

- ・主に学校の対応に視点を当てた今回の検証においては、当該校は日頃から教職員の共通認識に基づき、学年を中心とした協力的な生徒指導体制がとられており、担任、学年職員、部活動顧問、生徒指導担当間での連絡及び情報共有が適宜行われ、初期対応、対応の記録作成、学年会や職員会議での教職員間の情報の共有については適切な取組がなされていた。
- ・本事案に対する対応についても、学年主任のリーダーシップの下、担任と学年職員が協力して継続的にAさんと関わってきたことが確認できた。生徒指導担当も、近隣校との連携を図り、情報の提供と収集に努め、そこで得た情報は校内で共有されていた。

### (2) 課題としてとらえ、今後改善すべき面

- ・12月までは登校していたAさんが、1月以降突然続けて登校しなくなった時点で、学校は危機感を高め、管理職の指示の下、登校できない原因や背景を探ることを目的として組織的に支援体制を強化し、何よりも本人・保護者と直接会うことが必要であった。学校は、Aさん自身から、新たな交友関係や思いを聞くことができなかった。保護者と連絡は取り続けていたが、Aさんの置かれていた心理的な状況理解にまでは至らなかった。
- ・教育委員会としても、こうした状況における学校の対応について、学校の認識を高めるための働きかけが十分ではなかった。また、SSWの積極的活用や外部機関との連携への支援、児童生徒の

出欠状況の把握と状況改善に向けた学校への支援を十分に講じていなかったことを改善すべき課題として認識している。

- ・不登校生徒への対応について、定期的な電話連絡や家庭訪問は、学年や担任によつての差異が認められ、効果的な対応を協議したり具体的な方策を検討したりするなどの取り組みは弱く、主任会等では情報交換と情報共有が中心になっており、不登校対策としては十分に行えていなかった。
- ・学校はAさんの行動の変化に対してきめ細かく指導してきたが、日常的に交友関係や動向を確認できたりするような関係は十分ではなかったこと。これは本市の多くの中学校でも共通して抱えている課題であり、特に、スマートフォン等の普及やSNSの発達等によつて校外での他校生徒のつながりは広範囲にわたるとともに、大人からはたいへん見えにくくなっている。そうした不透明な関係に対して十分な指導や支援が進められていないことが非常に大きな課題である。
- ・当該校においては、情報モラル教室を実施し、日頃より適切な携帯電話やスマートフォン等の使用について指導を行っていたが、さらに生徒の実態をできる限り把握し、家庭とも連携を強めながらその実態に応じた実効的な指導を進めていく必要があること。
- ・かつて当該校周辺は、生活環境の変化が少ない地域であったが、近年、新しく大型マンションが多数建設され、それに伴い大型商業施設や遊戯施設が学校近辺にオープンしている。そこは、当該校生徒の遊び場所となるとともに、学区外からも多数の中高生や有職・無職の少年、成人が集まって、新たな交友の場となり、時にはトラブルのきっかけの場ともなっている。同様の地域は、川崎市内にも複数箇所あり、そのような場所や公園等での、児童生徒の状況もできる限り把握していく必要があること。

### (3) その他

- ・Aさんをめぐるトラブルで警察が出動したとの報道があるが、その情報を警察が学校に伝えられる制度が確立していたとしたら、学校はAさんの変化をより重大に捉え、Aさんへの緊急支援体制を取れていた可能性があったと考えられる。

## Ⅲ 再発防止策に関して

今後、同様事案の再発防止と児童生徒のより安全・安心な環境作りに向けて、すでに緊急実施したのものも含めて、教育委員会としての取組と、関係局区との連携について、以下に述べていく。

### 1. 教育委員会としての取組

子どもたちの安全・安心に関して、また子どもたち一人一人を大切にするための生徒理解について、学校が主体的に取り組んでいくべき課題は多方面に上る。今回の事案からは、不登校生徒、特に学校外での交友関係が、大人たちの目から見えないような広がりの中にある生徒の状況を、日頃よりできる限り把握しておく体制作りが、学校内外に必要であることが浮かび上がってきた。

また、子どもたちが、大人に助けを求めたいと思ったときに、わかりやすく安心して相談できる体制を整えていくことも、重要な課題として浮上してきた。そのための取組として、教育委員会が現段階で示すことができることを再発防止策として提示する。

(1) ダイヤルSOSの開設(3月9日)

(2) 市独自の長期欠席者に関する調査の結果に基づいた学校支援策の実施

- ・各学校の生徒の欠席状況と不登校生徒の個々の状況を校務支援システムを活用して簡易に調査・集計できるようにし、その結果を区教育担当と共有することにより、学校の実態に応じた支援を実施(4月より)

- ・教育委員会（区教育担当）が、各学校の個々の不登校生徒の状況を把握するために連絡票の活用（4月より）
- (3)再発防止に向けた事務局組織体制の強化（4月1日）
  - ・学校支援等の総合調整担当の配置
  - ・指導課組織体制の強化
  - ・区の実態に応じた支援体制の強化
- (4)全市的な中学校の生徒指導体制の見直し
- (5)スマートフォンやSNS等の適切な利活用の啓発に向けた学校支援

## 2. 学校に求める取組

- (1)各学校の指導体制の点検・強化と教育活動の改善・充実
- ・今回の事案の当該校においては、十分な体制が取られていた部分とともに、今後改善が必要な部分も見られた。全市的な中学校の生徒指導体制の見直しとともに、市内すべての学校の体制強化を図るために、新年度の体制について各学校が点検を行い、教育委員会がその実態に応じた指導・助言を行っていく中で、全市的な指導体制の強化を図っていく。

### ○点検の観点

ア 児童生徒一人一人の学校内外での状況を、できる限り広く把握するよう努めること。そのために、

- (ア) 日常的に児童生徒理解を深めるための観点。
- ・児童生徒と教職員との関係性は良好か。
  - ・教育相談の充実が図られているか。
  - ・児童生徒の問題行動等に対応する際に、その児童生徒自身が抱えている困難な状況や背景等について理解しようとしているか。
- (イ) 保護者・家庭との連絡・連携の方法をより確実にし、より多くの情報を収集するための観点。
- ・欠席連絡がない場合の、所在の確認方法が学校として共通認識されているか。
  - ・保護者と連絡が取れにくいことが想定される場合、別の親族等の連絡先を確認しているか。
  - ・保護者から連絡や相談があったとき、できるだけ早く確実に対応するような共通認識がなされているか。
  - ・学級懇談会や保護者会、またPTAの諸会議等において、児童生徒の校外での状況等を話題としているか。
- (ウ) 地域から積極的に情報を収集するための、学校からの情報発信という観点。
- ・学校教育推進会議や地域教育会議において、児童生徒の校外での状況や、学校として困難に感じている課題等を話題としているか。
  - ・地域での諸会議において、学校内外での児童生徒指導の課題を提供しているか。
- (エ) 情報収集のために関係機関等との連携強化という観点。
- ・現在の教育委員会（区教育担当）との連携体制に課題はないか。
  - ・児童相談所との情報共有が適切になされているか。
  - ・区教育担当を通じての、区役所の児童家庭課や保護課等との連携体制が周知されているか。
  - ・主任児童委員や青少年指導員と相談する機会は持っているか。
- イ 得られた情報の整理と的確な分析・考察、それを元にした対応体制の構築という観点
- (ア) 情報への対応を一人の判断に頼るのではなく、様々な視点からの意見交換を経て決定し、全体で共有する体制が整い、機能しているか。
- (イ) 児童生徒の安全・安心に関して、管理職はじめ、教職員全員が高い課題意識を有しているか。
- ウ 校内の児童生徒指導体制強化という観点
- (ア) 様々な事案に適切に対応するための児童生徒指導体制が構築されているか。

- (イ) 問題行動等への対応の方法が、共通認識されているか。
- (ウ) 情報の共有化が十分になされているか。
- (エ) 生徒の実態や地域状況の変化等に応じて体制を見直すなど、多様な観点からの意見を生かしながら体制強化を図るなど、柔軟な対応が可能になっているか。
- エ SNS など、インターネットやスマートフォンの適切な使用という観点
  - (ア) 児童生徒の実態を把握しているか。
  - (イ) 情報モラルを高める指導を計画的に行っているか。
  - (ウ) 保護者への啓発を十分に行っているか。
- オ 生命尊重、人権尊重教育の充実という観点
  - ① 道徳を中心に、すべての教育活動において、意図的・計画的に推進されているか。
  - ② かわさき共生＊共育プログラムが年間 6 時間計画的に実施され、効果測定を活用が有効に行われているか。
- カ 不登校・長期欠席者への対応という観点
  - (ア) 不登校の原因や状態像は複雑化・多様化しており、その対応に際しては画一的な取組ではなく、個々のケースに応じた柔軟な対応が必要であることが共通認識されているか。
  - (イ) 担任任せではなく、学年・学校全体で対応をしていくという体制ができているか。
  - (ウ) 一人一人の状況や登校できない背景等を把握するために、本人や保護者との連絡や家庭訪問の方法等について、本人・保護者との共通認識が図られているか。
  - (エ) 小中連携の視点として、いわゆる中 1 ギャップへの対応だけでなく、個々の不登校生徒の背景や関わり方等について情報連携が十分になされているか。
  - (オ) 教育委員会（区教育担当・SSW）と連携した対応や、学校外の専門機関と連携した対応がなされているか。

## (2) 校内職員研修の充実

各学校が指導体制の点検を通じて明らかになった状況を踏まえて、必要な内容を校内職員研修に取り込みながら、研修の充実を図っていくこと。

## 3. 関係局区との連携推進

子どもたちに関する様々な情報や、地域での子どもたちの実態に関する情報など、庁内に存する各種情報を、子どもたちの安全・安心という観点からどのような情報連携が可能なのか、全庁的視点から検討する必要がある。

## 4. 警察との情報連携の推進

児童生徒指導を行う上で、教育委員会と神奈川県警察との間で真に情報連携が必要な場合を想定して、これまで両者の間で児童生徒の個人情報と相互に提供する連携制度の研究を行ってきた。

連携制度の締結も含め、今後、学校・警察・関係機関等との情報交換のあり方を、課題として検討を進めていく必要がある。

## 5. まとめ

本事案の背景にある事実を、学校を中心に据えて、検証・考察を進めた結果として、今後の再発防止に向けての、様々な課題が浮かび上がってきた。教育委員会・学校が主体となって自ら取り組んでいく課題とともに、全庁的な視点から、社会全体の問題として取り組んでいくべき課題もある。

今後、庁内対策会議においてさらに議論を深め、外部有識者による審議内容についての調査・検討を経たうえで、子どもの安全・安心な環境づくりに向けた総合的な対策を報告する予定である。

(資料)

「中学生死亡事件に係る教育委員会事務局検証委員会設置要綱」

平成 27 年 3 月 3 日 26 川教指第 2820 号

(設置)

第 1 条 川崎区内で発生した中学 1 年生死亡事件に係る事実関係の検証を行い、市内の全ての市立学校の教育活動に活かされる仕組みをつくるとともに、関係局等と連携を図りながら再発防止に努めることを目的として、中学生死亡事件に係る教育委員会事務局検証委員会を設置し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 中学 1 年生死亡事件に係る事実関係の検証に関すること。
- (2) 市立学校における事件の再発防止策に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、別表 1 に掲げる職員をもって組織する。

- 2 委員長は、教育長をもって充てる。
- 3 副委員長は、総務部長をもって充てる。

(委員会等)

第 4 条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、委員会を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第 5 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局指導課に置く。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 18 日から施行する。



別表 1

1	委員長	教育長
2	副委員長	総務部長
3	委員	総務部担当部長(教育改革推進担当)
4	委員	職員部長
5	委員	学校教育部長
6	委員	生涯学習部長
7	委員	総合教育センター所長
8	委員	庶務課長
9	委員	企画課長
10	委員	学事課長
11	委員	総務部担当課長(人権・共生教育担当)
12	委員	総務部担当課長(区教育・調整担当)
13	委員	教職員課長
14	委員	指導課長
15	委員	指導課担当課長(指導・調整)
16	委員	学校教育部担当課長(川崎区・教育担当)
17	委員	生涯学習部生涯学習推進課長
18	委員	総合教育センター教育相談センター室長
19	委員	総合教育センター特別支援教育センター室長